

議案第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター
条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター
条例の一部を改正する条例

（宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部改正）

第1条 宝塚市立子ども発達支援センター条例（平成24年条例第48号）の一部を次の
ように改正する。

第4条第1項第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第6号
中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改める。

（宝塚市立身体障害者支援センター^{がい}条例の一部改正）

第2条 宝塚市立身体障害者支援センター条例（平成17年条例第40号）の一部を次の
ように改正する。

第3条第2項第2号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>第4条 子ども発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) <u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(6) 障害者総合支援法 <u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援(以下「基本相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条 子ども発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。) <u>第5条第19項</u>に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(6) 障害者総合支援法 <u>第5条第20項</u>に規定する基本相談支援(以下「基本相談支援」という。)を行う事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する主務省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター(以下「安倉南支援センター」という。)は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する主務省令で定める便宜を供与する事業(以下「地域活動支援センター事業」という。)</p> <p>(3) (略)</p>

令和7年(2025年)7月28日

第5回都市経営会議資料

宝塚市子ども発達支援センター条例及び 宝塚市立身体障害者支援センター条例の 一部を改正する条例の制定について (概要)

健康福祉部 障害福祉課

子ども未来部 子ども発達支援センター

1 経緯等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日法律第104号）（以下「法」という。）が、令和7年10月1日に施行されることに伴い、関連する宝塚市立子ども発達支援センター条例及び宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部を改正する。

2 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に、第13項「就労選択支援」が創設されることによる条項ずれに伴い、例規中で同条を引用している箇所を改正する。

3 関係例規及び法施行による例規への影響

(1) 宝塚市立子ども発達支援センター条例

法の条項を引用する場合、第4条第1項第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同項第6号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改正する必要がある。

(2) 宝塚市立身体障害者支援センター条例

法の条項を引用する場合、第3条第2項第2号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改正する必要がある。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。